

宜野湾市老人福祉センター指定管理者募集要項



令和7年8月
宜野湾市健康推進部介護長寿課

目次

1. 目的	1
2. 老人福祉センターの基本的理念	1
3. 施設の概要	1
4. 指定管理者が行う業務内容	2
5. 指定の期間	3
6. 利用料金	3
7. 管理運営経費	3
8. 関係法令の遵守	4
9. 応募者の資格要件	5
10. 問い合わせ先	6
11. 応募の手続き	6
12. 指定管理候補者の選定等	8
13. 協定の締結	11
14. 市と指定管理者との責任分担	11
15. その他応募に関する留意事項	12
16. スケジュール（予定）	14
17. 別添資料・様式	14

1 目的

「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的に宜野湾市赤道老人福祉センター及び宜野湾市伊利原老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）の両施設を一括して管理運営を行う指定管理者を募集する。

2 老人福祉センターの基本的理念

老人福祉センターは、市内に居住する60歳以上の高齢者に対し、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための場を総合的に提供することを目的とした施設である。

3 施設の概要

(1) 宜野湾市赤道老人福祉センター（愛称：願寿ひろば赤道）

名 称	宜野湾市赤道老人福祉センター
所 在 地	宜野湾市赤道一丁目5番17号
建物の概要	鉄筋コンクリート造り 2階建て (2階ははごろも学習センター 市教育委員会管理)
管理施設	地上1階部分
敷地面積	4,800 m ²
建築面積	1,753.23 m ²
延床面積	1,641.60 m ²
供用開始	平成元年4月1日
施設内容	事務室、集会室・教養娯楽室、健康相談室、生活相談室、機能回復訓練室、作業室、図書室、浴室
入居事務所 付帯施設等	宜野湾市老人クラブ連合会事務所 駐車場

(2) 宜野湾市伊利原老人福祉センター（愛称：願寿ひろば伊利原）

名 称	宜野湾市伊利原老人福祉センター
所 在 地	宜野湾市伊佐四丁目3番17号
建物の概要	鉄筋コンクリート造り 3階建て
管理施設	地上1階から3階、屋上
敷地面積	1,124.21 m ² (老人福祉センターのみ)
建築面積	353.20 m ²
延床面積	957.55 m ²
供用開始	平成28年4月1日

	施設内容	事務室、集会室、教養娯楽室（図書コーナー）、健康相談室、生活相談室、機能回復訓練室、浴室
付帯施設等	駐車場	（1階部分・元青少年ホーム一部借用部分）

（3）開館時間

①月曜日から金曜日 午前9時から午後9時まで

②日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。） 午前9時から午後5時まで

休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日
6月23日（慰霊の日）

※平日（午前9時から午後5時まで）は、60歳以上の高齢者福祉サービスを主とする。

※指定管理者が、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれらを変更することができる。（例：保守点検のための休館等）

※両施設の利用状況等については、資料3～4のとおり

4 指定管理者が行う業務内容

（1）指定管理業務

具体的な管理の基準及び業務の範囲については、主な業務としては下記のとおりとする。詳細については別紙仕様書に定める。

宜野湾市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第5条に規定する業務

- ① 老人福祉センターの利用の許可及び取消しに関する業務
- ② 老人福祉センターの利用に係る料金の徴収、減免及び返還に関する業務
- ③ 老人福祉センターの維持管理に関する業務
- ④ 生活、健康等の各種相談に関すること
- ⑤ 教養の向上及びレクリエーションに関すること
- ⑥ 機能回復訓練室その他健康の保持増進に関すること
- ⑦ 老人クラブに対する援助に関すること
- ⑧ その他老人福祉センターの運営に関して市長が必要と認める業務

（2）自主事業の企画・実施

指定管理者は、施設の効果的活用や利用者の利便性の向上等を図るため、上記（1）に係る事業とは別に、指定管理者の責任と費用負担による自主事業を行うことができる。指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ自主事業計画書を市へ提出し協議したうえでその承認を得なければならない。

【自主事業の実施にあたっての留意事項】

- ① 市は、施設の設置目的に沿ってかつ上記（１）の業務を妨げない範囲及び公共性に配慮した事業であると認められる場合に限り、自主事業の実施を承認する。
- ② 承認後、自主事業によって上記（１）の業務に支障が生じていると判断した場合、市は自主事業の中止、変更等を命ずる場合がある。
- ③ 自主事業に要する経費に対し、原則市が支払う指定管理料を充てることはできない。
- ④ 自主事業に係る施設の利用については、行政財産の目的外使用許可等を受けるものとする。
- ⑤ 自主事業による収入は指定管理者が収受するものとする。ただし、著しく高収入である場合かつ予め市と指定管理者が合意した場合はこの限りではない。
- ⑥ 自主事業の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、市が必要と認めるときは、その報告や実施調査に誠実に応じること。
- ⑦ 事業実施後の指定管理者による原状回復が可能なこと。
- ⑧ 火災保険及び賠償責任保険は本市で加入しており、指定管理者が地方自治法第244条の2第3項及び第4項に規定された指定管理者の業務を行う場合は、本賠償責任保険の対象に含まれるが、指定管理者が独自の事業を運営する場合は対象外となるため、指定管理者は必要に応じて保険を付保すること。

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

6 利用料金

利用者からの料金や自主事業による収入については、指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用する。

7 管理運営経費

（１）指定管理料

老人福祉センターの管理運営に関する経費（指定管理料）は、指定管理候補者が提案した額をもとに、本市と指定管理者が協議のうえ、各年度の予算の範囲内で年度協定に定めることとし、その定めた金額を会計年度ごとに市から指定管理者に対して指定管理料として支払う。

提案額については、下記の上限額の範囲内とし、提案された額については、選定における評価項目として評価する。

指定管理料上限額（令和8年度）	49,341,000円（税込）
指定管理料上限額（令和9年度）	50,626,000円（税込）
指定管理料上限額（令和10年度）	51,949,000円（税込）
指定管理料上限額（令和11年度）	53,311,000円（税込）
指定管理料上限額（令和12年度）	54,712,000円（税込）
指定管理料上限額合計	259,939,000円（税込）

※上限額には、毎年度の人件費や物価の変動（上昇率）を見込んでいます。

※上記の指定管理料上限額算定の基準となった過去の管理運営経費の実績については、別紙資料1「指定管理料参考額及び支出の実績」を参照すること。

（2）指定管理料に含まれる経費

指定管理料には、自主事業に係る経費を除き、人件費、事務費（光熱水費、修繕費（大規模なものを除く））、事業費などすべてを含むものとする。

（3）指定管理料の精算

指定管理者が業務を実施する中で、利用料金収入（自主事業収入を除く）の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還は求めないこととするが、逆に指定管理者に利用料金収入の減少等により運営額に不足が生じた場合でも、市はその補填は行わないものとする。

（4）口座管理及び経理の区分

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、現在使用している口座とは別の口座で管理すること。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理すること。

8 関係法令の遵守

老人福祉センターの管理運営業務を行うにあたっては、下記に掲げる法令等を遵守してください。なお、下記に掲げる法令等が改正された場合は、改正後の内容を遵守してください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について（昭和52年社老第48号厚生省社会局長通達）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）、労働関係法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法

(昭和34年法律第137号)等)、宜野湾市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成27年宜野湾市条例第20号)、宜野湾市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成27年宜野湾市規則第44号)、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、宜野湾市個人情報保護法施行条例(令和5年宜野湾市条例第1号)、宜野湾市行政手続条例(平成10年宜野湾市条例第15号)、宜野湾市情報公開条例(平成13年宜野湾市条例第16号)、宜野湾市暴力団排除条例(平成23年宜野湾市条例第14号)、その他管理運営に適用される法令等。

9 応募者の資格要件

応募者の資格要件は、老人福祉センターを円滑かつ安定して運営できる法人その他の団体(以下「団体等」という。)で、次の要件をすべて満たすものとし、共同事業体での応募も可とする。また、団体の場合は、法人格の有無を問わないが、個人での応募は不可とする。

- ① 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)による更生及び再生手続中でないこと。
- ③ 過去2年以内に、本市又は他の公共団体から指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- ⑤ 応募書類提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- ⑥ 宜野湾市暴力団排除条例(平成23年宜野湾市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑦ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること)。
- ⑧ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- ⑨ 共同事業体の場合には、構成するすべての団体等が①から⑧の条件を満たすとともに、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担等を明確に定めた共同事業体協定書(任意様式)の提出が可能であること。
- ⑩ 令和7年4月1時点で、沖縄県内に主たる事務所又は事業所を有すること。共同事業体にあつては、代表者が令和7年4月1日時点で、沖縄県内に主たる事務所又は事業所を有すること。

10 問い合わせ先

本公募に関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。

宜野湾市健康推進部介護長寿課（宜野湾市役所1階）

電話 （098）893-4411（内線4102.4132）

E-mail Fukusi07@city.ginowan.okinawa.jp

11 応募の手続き

（1）募集

① 募集期間：令和7年8月13日（水）から令和7年9月12日（金）

② 要項配布：市ホームページからダウンロード

（2）応募を希望する者は、参加申出書（様式1）に必要事項を記入の上、「10 問い合わせ先」へ電子メールにて申し込むこと。

① 提出期間：令和7年8月13日（水）から令和7年8月29日（金）
午後5時15分まで

（3）公募に関する説明会及び施設見学会

公募に関する説明会及び施設見学会を下記のとおり開催する。参加を希望する者は、説明会等参加申込書（様式4）に必要事項を記入の上、「10 問い合わせ先」へ電子メールにて申し込むこと。

① 日 時：令和7年8月19日（火）午後1時30分

② 場 所：宜野湾市赤道老人福祉センター（赤道一丁目5番17号）

③ 参加人数：各団体等3名以内とする。

④ 持参するもの：本募集要項、仕様書

⑤ 申込み期限：令和7年8月15日（金）午後5時15分まで

（4）応募に関する質問、回答方法等

募集要項の内容や応募書類に関する質問及び回答については下記のとおり対応する。

① 受付期間：令和7年8月13日（水）から令和7年8月21日（木）まで

② 提出方法：質問書（様式5）により、電子メールでの提出とする。受付期間を経過した後の質問、電話及び直接来庁による質問には応じない。

③ 提出先：「10 問い合わせ先」のとおり。

④ 回答方法：提出された質問に対する回答は、質問者及び公募に関する説明会の参加者に対し、電子メールにて質問者名を伏せて送付する。

⑤ 回答日：令和7年8月27日（水）

(5) 応募書類

応募する者は、次に掲げる書類を提出する。なお、提出に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。

※本応募の前に(2)の「参加申出書」(様式1)を8月29日までに提出すること。

法人	その他の団体
① 指定管理者指定申請書兼誓約書 (様式1-1)	① 指定管理者指定申請書兼誓約書 (様式1-1)
② 宜野湾市老人福祉センターの管理運営に関する事業計画書(様式2)	② 宜野湾市老人福祉センターの管理運営に関する事業計画書(様式2)
③ 共同事業体結成届出書(共同事業体で応募する場合のみ)(様式3)	③ 共同事業体結成届出書(共同事業体で応募する場合のみ)(様式3)
④ 共同事業体協定書(共同事業体で応募する場合のみ)(任意様式)	④ 共同事業体協定書(共同事業体で応募する場合のみ)(任意様式)
⑤ 定款、寄附行為、規約等	⑤ 代表者の履歴書
⑥ 登記事項証明書	⑥ 代表者の身元を証明する書類(身分証明書(本籍地発行)、住民票抄本(特別)、戸籍抄本(一部事項証明書)、印鑑証明書)
⑦ 法人の組織、運営に関する書類	⑦ 団体の設立趣旨、事業概要が分かる書類
⑧ 役員名簿	⑧ 代表者、構成員の名簿
⑨ 納税証明書 ・国税(法人税、消費税及び地方消費税) ・地方税(都道府県民税、法人市町村民税) ※ 法人の設立が1年未満の場合は、代表者の国税(所得税、消費税及び地方消費税)、地方税(都道府県民税、市町村民税)の納税証明書	⑨ 納税証明書 ・国税(所得税、消費税及び地方消費税) ・地方税(都道府県民税、市町村民税)
⑩ 過去3年間の決算書類、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書等	⑩ 過去3年間の決算書類、事業報告書、収支決算書等

※ 共同事業体で応募する場合、法人、その他の団体での応募に関係なく、上記⑤～⑩の書類については、これを組織する構成員ごとに提出すること。

※ ④については、選定後協定締結時まで提出すること。

(6) 応募書類の提出期間等

① 提出期間

令和7年8月13日(水)から令和7年9月12日(金)

② 提出部数

11部(正本1部、写し10部)

③ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合、上記提出期間内必着とする。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までの間に持参するものとする。)

④ 提出先

「10 問い合わせ先」のとおり

12 指定管理候補者の選定等

(1) 選定の方法

宜野湾市老人福祉センター指定管理者選定等委員会(以下「委員会」という。)において、事業計画書等の応募書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、指定管理候補者を選定する。

(2) プレゼンテーションの実施

提出された事業計画書等における提案内容について、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

① 日 時：令和7年10月上旬～中旬(予定)

※ 日程については、応募件数等を考慮し、詳細な日時を参加者へ後日連絡予定。

※ プレゼンテーションの順番については、申込み順にて行う。

② 場 所：参加者へ別途通知予定。

③ 参加人数：3名以内とし、出席者は団体等の社員(共同事業体による応募の場合については、その構成員を含む)に限る。

④ 提案時間：提案内容について1団体あたり説明20分程度、質疑20分程度の計40分程度を予定。

⑤ 機 材 等：プレゼンテーションに使用するスクリーン及びプロジェクターは、本市が用意する。その他の機器については応募者が準備すること。

⑤ そ の 他：プレゼンテーション当日の追加の資料配付は認めない。

(3) 審査基準等

委員会は、次の審査基準表により審査を行い、各委員がそれぞれ同表の右欄に掲げる配点を満点として評価する。

評価項目	評価事項	配点 (200点)
1. 団体等の概要、実績等	(1) 団体等の概要	15
	(2) 公の施設及び同種施設の管理運営実績とその成果等	
2. 管理運営を行うにあたっての方針等	(1) 経営理念・運営方針・実施計画等	70
	(2) 収支計画等	
	(3) 経費の縮減策	
	(4) 施設利用に関し、公平性を維持する考え方と方策	
	(5) 地域との関わりに関する考え方	
3. 適切な管理運営を実施できる具体策	(1) 業務従事者の配置と組織体制	85
	(2) 施設、備品等の維持管理に対する考え、方策等	
	(3) 利用者の安全面への方策	
	(4) 更なる市民サービス向上への方策と多様な利用者増への取組み・利用者の要望把握とその実現に向けた独自・自主的な取組み (例えば、利用者に対する送迎サービスの実施や、閉じこもりがちな高齢者に対し社会参加を促す取組み等。)	
	(5) 利用者とのトラブル未然防止策と対処法	

	(6) 業務の質の確保策	
	(7) 緊急時（自然災害、システム障害等を含む）の対応について	
4. 業務従事者の雇用	(1) 業務従事者の雇用条件・安定雇用への配慮	10
5. 情報公開及び個人情報保護への対応	(1) 利用者等への情報公開及び個人情報保護に対する考え方、方針等	10
6. 提案額	(1) 提案額の妥当性	10

(4) 指定管理候補者の選定

(3) の評価の結果に基づき、次のとおり指定管理候補者を選定するものとする。

- ① 各委員が合計点の高い順に順位をつけ、順位を1位とした委員の数が最も多い団体等を指定管理候補者に選定し、次に多い団体等を次点候補者に選定する。
- ② 上記①において、順位を1位とした委員の数が最も多い団体等が複数ある場合は、各委員の合計点が最も高い団体等を指定管理候補者として選定し、次に高い団体等を次点候補者として選定する。
- ③ 上記②において、各委員の合計点が最も高い団体等が複数ある場合は、順位を2位とした委員の数が最も多い団体等を指定管理候補者に選定する。以下、同数の場合はこれを準用し選定する。
- ④ 公募の結果、応募が1団体等の場合は、各委員の合意でもって指定管理候補者とする。
- ⑤ 上記①から④にかかわらず、各委員の合計点が配点の60%以上の評価を得られない場合は、選定できない。

(5) 次点候補者の取扱い

(4) で選定された指定管理候補者が選定を取り消された場合や、指定後に指定管理者側から辞退の申し出があった場合等は、次点候補者を指定管理候補者とし、指定や協定締結の交渉を行うものとする。

(6) 審査結果

選定結果は、宜野湾市ホームページ等にて掲載するとともに別途提案者に通知する。なお、選定結果について、通知する情報以外の審査点数等プロポーザルの審査の詳細については、公表しない。

(7) 指定管理者の指定

指定管理者を指定するには、地方自治法の規定により、議会の議決が必要なため、議決後に指定管理者として指定する。この場合において、議会の議決が得られなかったとしても、本募集に関して支出した費用等については、市は一切補償しない。

13 協定の締結

「11 指定管理候補者の選定等」により指定管理者として指定された者と協定を締結するものとする。

14 市と指定管理者との責任分担

協定を締結するにあたり、市と指定管理者のリスクの種類と責任分担については以下のとおりとし、疑義のある場合や定めのない事項については、市と指定管理者が協議により定めるものとする。

リスクの種類	内 容	責 任 者	
		市	指定管理者
法令等変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響する法令等の変更	○	
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率等の変更	○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○
	それ以外で管理運営に影響するもの	○	
経済状況	人件費・物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
	上記のうち、施設の管理運営に支障をきたす人件費・物件費等の物価変動に伴う経費の増	協議事項	
管理運営内容の変更	市の施策による期間中の変更	○	
	指定管理者の発案による期間中の変更		○
管理運営業務の中断・中止・臨時休館等	市に帰責事由があるもの(施設、市の機器の不備や施設改修による臨時休館等)	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの(指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休館等)		○
	指定管理者の自主事業の運営		○

資料・展示品の損傷	指定管理者の管理の瑕疵によるもの		○
	その他第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの等	○	
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	指定管理者が設置した設備・備品		○
	施設的设计・構造上の原因によるもの	○	
		1 件あたりの単価が 30 万円以上	○ (市と協議)
	その他経年劣化を含む小規模修繕	上記以外	○ (ただし、当該年度における収支予算書の修繕費用予算を超える場合は協議による)
施設等の維持管理	建物、機械設備等の保守点検		○
	清掃、塵芥処理等		○
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの		○ (協議による)
周辺地域、住民、施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設の管理運営、業務内容に対する住民及び施設利用者からの要望、苦情への対応		○
	それ以外のもの	○	
セキュリティー	指定管理者の警備不良による情報漏えい、犯罪発生等		○
事業終了時の原状回復	指定管理期間の終了、又は指定の取消し等により指定期間中に指定管理者の業務を行わなくなった場合の原状回復及び撤収費用		○

※ 不可抗力	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○	
	不可抗力による管理運営の中断(避難所開設を含む)	○ (協議による)	

※ 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、感染症拡大、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的、人為的な現象。

15 その他応募に関する留意事項

- (1) 本募集は宜野湾市赤道老人福祉センター及び宜野湾市伊利原老人福祉センターの2施設の指定管理者の募集であり、1施設のみの応募はできないものとする。また、1団体等につき1応募とし、同一構成共同事業体による複数の応募をした場合は失格とする。
- (2) 応募書類の著作権は、提出した事業者に帰属する。
- (3) 応募書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。
- (4) 応募書類について、提出期限までに所定の書類の提出がない場合は、応募がなかったものとして取り扱う。
- (5) 共同事業体で応募する場合、応募書類提出後は代表団体及び構成員の変更は認めない。ただし、構成員の倒産、解散等特別な事情が認められ、審査の公平性及び業務執行上の支障がないと市が判断した場合は、変更を可とする。
- (6) 提出期限終了後の応募書類の再提出又は差し替えは、原則として認めない。
- (7) 選定期間中又は選定後において、次の事項に該当することが判明した応募者については、選定の審査対象から除外し、選定の結果、指定管理候補者又は次点候補者として選定されている場合は、その選定を取消すものとする。
 - ① 委員会の委員、宜野湾市職員、その他本件に関する関係者と本件提案について個別に接触する等、公正性を阻害する行為を行ったことが判明したとき
 - ② 事業計画書等の応募書類に虚偽の記載があることが判明したとき
 - ③ 応募者の資格要件を満たしていないことが判明したとき
 - ④ その他不正行為があったことが判明したとき
- (8) 応募書類は、審査目的以外には応募者に無断で使用しない。また、宜野湾市情報公開条例(平成13年宜野湾市条例第16号)に基づく開示請求が行われた場合でも原則開示しない。
- (9) 審査結果についての異議は一切受け付けない。
- (10) 応募書類提出後、応募を辞退する場合は、応募辞退届(様式6)を提

出すること。

16 スケジュール（予定）

実施内容	実施期日
募集期間	令和7年8月13日(水)から9月12日(金)まで
参加申出書の受付	令和7年8月13日(水)から8月29日(金)まで
応募書類の受付	令和7年8月13日(水)から9月12日(金)まで
公募に関する説明会及び施設見学会 (赤道・伊利原老人福祉センター)	令和7年8月19日(火)
公募に関する質問受付	令和7年8月13日(水)から8月21日(木)まで
公募に関する質問の回答	令和7年8月27日(水)
委員会による審査、選定	令和7年10月上旬から中旬
市議会へ議案の上程、議決	令和7年12月下旬
指定管理者への指定通知	令和7年12月下旬（予定）
協定締結に向けて協議、協定締結	令和8年1月（予定）
引継ぎに向けての協議期間	令和8年1月下旬から3月末まで
指定管理者による管理運営開始	令和8年4月

17 別添資料・様式

- (1) 宜野湾市老人福祉センター指定管理者公募参加申出書（様式1）
- (2) 指定管理者指定申請書兼誓約書（様式1-1）
- (3) 宜野湾市老人福祉センターの管理運営に関する事業計画書（様式2）
- (4) 宜野湾市老人福祉センター管理運営に関する収支計画書（様式2-1）
- (5) 共同事業体結成届出書（様式3）
- (6) 宜野湾市老人福祉センター指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（様式4）
- (7) 宜野湾市老人福祉センター指定管理者募集要項等に関する質問書（様式5）
- (8) 応募辞退届（様式6）
- (9) 宜野湾市老人福祉センター指定管理者業務仕様書
- (10) 宜野湾市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例
- (11) 宜野湾市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則
- (12) 備品一覧表
- (13) 平面図
- (14) 指定管理料参考額及び支出の実績（資料1）

- (15) 老人福祉センター各施設概要（資料 2）
- (16) 施設の利用状況及び事業実績（資料 3～4）
- (17) 老人福祉センター施設維持管理に関する業務内容等（資料 5）